

第１回 資源としての河川利用の高度化に関する検討会

議事要旨

日 時：平成 26 年 12 月 26 日（金）14:00～16:00
場 所：中央合同庁舎 2 号館 地下 1 階 国土交通省第 2 会議室 A
出席委員：小幡座長、安登委員、奥田委員、三浦委員
ゲストスピーカー：全国小水力利用推進協議会 中島大事務局長
富山国際大学現代社会学部 上坂博亨教授

議事要旨

1. 事務局から、本検討会の取り扱いについて、公開することを原則とし、配付資料は国土交通省のホームページに公開することを原則とし、議事概要はあらかじめ委員に確認の上、国土交通省のホームページに公開し、個別の事情に応じて、会議または資料を非公開にするか否かの判断を座長に一任することを提案し、了承された。
2. 事務局から「検討会の開催趣旨等について」、「水利用の歴史」、「水利権制度」、「小水力発電の水利使用手続の簡素化・円滑化等」、「小水力発電の現状について」について説明の後、ゲストスピーカーから「地域づくりに活かす小水力発電」、「地域資源としての小水力～小水力を活用した地域再生～」について説明。
主な意見は以下のとおり。
 - 小水力発電に民間業者が参入しにくい理由は収益性の問題ではなく、小水力発電を計画する前提として、発電地点の選定にあたり、どれだけ発電ができるか、制度的に問題なく手続が行えるか、といった判断ができる感覚を持った人が少なく、計画以前の段階に課題がある。
 - 地域の建設業者は、公共事業が減る中で、発電事業は安定した収入を得られるので、土木の基本的知識を活かせばビジネスとして水力発電に参入しやすいのではないかと。山間地は特に、防災や災害復旧のため重機を持った建設業者がいなくなると困るので、建設業者の参入に力を入れるべき。
 - 小水力発電に民間が参入する場合、地域主体によって地域の課題を解決するなど公共性の高いものを目的とした場合は地域に受け入れられやすく、第三者企業などによる売電利益を目的とした場合は地域の反発を受けやすい。公共性の高いものを目的とした参入を優先する考え方があってもよいのではないかと。

- 地域振興などの公共目的の強い事業と、民間企業が主体となる事業があるが、公共目的が強い事業は、公的な主体が民間のノウハウを活用しつつ公共セクターからの支援を受けて事業化する。また、民間が主体となる事業は、経済性を重視し、かつ地域のメリットも考える必要があるため、公募方式、P F Iなども利用して多目的な形でいくつか事業主体を集める。例えば、事業を1箇所だけでなく数箇所で行うことができれば、民間企業も参入に魅力を感じるのではないか。また、B O T方式により何年後かに企業から地元が無償で贈与されるなど地元にもメリットのあるものとなるような工夫が必要。

- 電力確保を最大の目的として県や市が小水力発電を行う場合があるが、小水力発電は電力量がそれほど大きくないため、電力をどのように使うか、地域への経済効果だけでなく収益以外のものが生まれる仕組みを併せて考えながら行うことが望まれる。例えば、収益によって中山間地域がやる気を起こして活性化につなげるなどの起爆剤として小水力発電を利用することはひとつの方法である。